

国近整技管第 187 号  
令和 2 年 12 月 7 日

各 位

近畿地方整備局長（公印省略）

アスファルト混合物事前審査制度の審査機関公募について

標記について別紙「アスファルト混合物事前審査制度審査機関公募要項」のとおり審査機関を公募する。

アスファルト混合物事前審査制度  
審査機関公募要項

令和2年12月

近畿地方整備局

## 目 次

1. はじめに	2
2. アスファルト混合物事前審査制度の概要	2
3. 実施期間に関する事項	3
4. 公募参加資格等	4
5. 申請書類	5
6. 公募要項及び申請書類の交付等	5
7. 申請書類の提出	6
8. 選定者の決定方法に関する事項	6
9. 公募の審査結果等について	9
10. 審査機関の指定について	10
11. その他	10
別紙ー1	アスファルト混合物事前審査制度のしくみ
別紙ー2	アスファルト混合物事前審査制度の審査費用（参考値）

## 1. はじめに

アスファルト混合物事前審査制度（以下、「本制度」という）は、アスファルト混合所から出荷されるアスファルト混合物を事前に審査、認定することにより、従来の工事毎、混合物毎に実施してきた基準試験練り等を省略できる制度である。

本制度の運用により発注者、受注者及びアスファルト混合物製造者の業務の合理化、省力化並びにアスファルト混合物の安定した品質の確保を図ることを目的とするものである。

本要項は、別紙－1「アスファルト混合物事前審査制度のしくみ」に示すアスファルト混合物事前審査制度検討委員会（以下、「制度検討委員会」という）の検討を踏まえ、近畿地方整備局が審査機関を適正かつ公平に選定するために定めたものである。

## 2. アスファルト混合物事前審査制度の概要

本制度は、アスファルト混合物の事前審査を行うため、以下に掲げる内容を実施するものである。なお、本制度の詳細については別途参考資料として交付する「アスファルト混合物事前審査要領等（以下、「要領等」という）によるものとする。

### (1) 本制度概要

本制度は、別紙－1「アスファルト混合物事前審査制度のしくみ」に示す実施体制による。

#### 1) 審査機関

審査機関は、「(2) 審査機関の主な業務」に示す、アスファルト混合物事前審査委員会（以下、「審査委員会」という）及び立入調査部会の運営に関する業務並びに本制度の実施における事務全般を行う。

なお、審査機関は、本公募要項に基づき応募した者から、本公募要項に定める公募・選定にかかる事項について制度検討委員会の検討を踏まえ、近畿地方整備局長が指定する。

#### 2) アスファルト混合物事前審査委員会

審査委員会は、アスファルト混合所で製造された加熱アスファルト混合物の品質確保について、別途定める要領等に基づき事前に審査し、その品質について認定を行う。

なお、審査委員会の委員は、制度検討委員会の選定を踏まえ、近畿地方整備局長が指名する。

審査委員は、学識経験者2名、舗装関係の有識者2名と近畿地方整備局及び本制度に参画する近畿農政局、近畿地方整備局管内の府県及び政令市の職員を構成員とする。

#### 3) 立入調査部会

立会審査及び立入調査を実施するため、審査委員会の下部組織として立入調査部会を設置する。

#### 4) 立会審査

申請時毎に立入調査部会員（以下、「部会員」という）が確認試験用供試体のサンプリング・作製に立会、混合所の設備、材料、配合等を確認、調査する。

なお、立会審査の対象となったアスファルト混合所に所属する企業に属する者及び立会審査の対象となったアスファルト混合所と資本関係・人的関係がある企業に属する者は、当該企業の立会審査は行えない。

#### 5) 立入調査

部会員がアスファルト混合所に立入、自主管理の状況、留意事項の処置等について調査を行う。

なお、立入調査の対象となったアスファルト混合所に所属する企業に属する者及び立入調査の対象となったアスファルト混合所に所属する企業と資本関係・人的関係がある企業に属する者は、当該企業の立入調査は行えない。

#### 6) 審査及び合否の判定

審査及び合否の判定は、審査機関から提出された資料に基づき、アスファルト混合物の品質管理について、審査委員会が審査及び合否判定を行う。

#### 7) 認定

審査委員会の審査結果に基づき、その長がアスファルト混合物を認定する。

### (2) 審査機関の主な業務

- 1) 審査委員会の運営に関する業務
- 2) 立入調査部会の運営に関する業務
- 3) 事前審査申請書類の受付及び書類審査に関する業務
- 4) 審査及び合否判定資料の作成に関する業務
- 5) 認定証の発行事務及び審査結果の公表・報告に関する業務

### (3) 運営費用について

本制度の運営費用については、アスファルト混合物製造者から審査費用を徴収して賄うものとする。

審査費用の設定にあたっては、事前に制度検討委員会の確認を経て、近畿地方整備局長の承諾を得なければならない。また、審査費用の改定も同様とする。

審査費用の目安として、平成29年度～令和2年度の1混合所・年間当たりの審査費用を別紙-2に示すので、参考とすること。

- (4) 近畿地方整備局（制度検討委員会含む）及び審査委員会は、本制度の運営等に関する費用、及び運営等に起因する損害賠償について、一切その責を負わないものとする。

### 3. 実施期間に関する事項

本制度による審査機関の指定期間は、以下のとおり予定している。ただし、近畿地方整備局長は、期間中において要領等に基づく業務遂行が著しく困難であると判断される場合や、不誠実な行為等が認められた場合には、指定を取り消す場合がある。

■指定期間 令和3年3月1日～令和7年2月28日【4年間】

なお、審査機関の指定通知を受けた日から令和3年2月28日までは、本制度の継続的運営を円滑に行うための準備期間とする。指定された審査機関は、近畿地方整備局からの指導を受けること並びに現在の審査機関から運用に関わる引き継ぎ、要領等に基づく各種業務等への同行及び助言等を受けることを近畿地方整備局長に対して要請することができる。

4. 公募参加資格等

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 申請書類の提出期限の日から審査機関指定の時までの期間に、近畿地方整備局長から、指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) アスファルト混合物を製造する企業が審査機関に指定された場合には、自らが製造又は資本関係・人的関係がある者が製造するアスファルト混合物について当該事前認定の審査をすることはできない。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者等又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 近畿地方整備局管内（福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）に業務拠点(配置予定技術者が恒常的に常駐し業務を行うところ)を有するものであること。
- (6) 共同企業体で参加する場合は、上記（1）～（4）に掲げる条件を満たした者により構成され、業務特性や地域特性に応じた分担業務となっている共同企業体であること。構成員の数は3社までとする。  
なお、共同企業体については「出資比率」、「構成員」、「構成員により決定した代表者」を明示した書類（書式自由）を申請書類に添付すること。また、選定された場合においては、指定までに共同企業体協定書を公募担当部署へ提出しなければならない。（未提出については指定しない）
- (7) 業務の主たる部分を再委託するものでないこと。
- (8) 次に掲げる資格のいずれかを有する配置予定技術者を業務全般の総括を行う者として、指定期間中1名配置できること。

また、配置予定技術者は、指定期間開始時（令和3年3月1日）に審査機関と雇用関係にあること。

- ・技術士（総合技術監理部門（建設）または建設部門）
- ・博士（工学）
- ・一級舗装施工管理技術者
- ・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者又は土木学会1級土木技術者（※1）
- ・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（I）又は公共工事品

質確保技術者(Ⅱ)又は公募担当部署が認めた同等の資格を有する者(※1)

- ・一級土木施工管理技士
- ・RCCM又はRCCMと同等の能力を有する者(※2)(技術士部門と同様の部門に限る)

※1「公募担当部署が認めた同等の資格を有する者」とは「中部地方における「施工体制の確保に関する推進協議会」が認定した発注者支援技術者(土木)Ⅰ種」のことをいう。

※2「RCCMと同等の能力を有する者」とは、「RCCM試験に合格しているが転職等により登録ができない立場にいる者」のことをいう。

## 5. 申請書類

申請書類(下記の様式—1～6及びその他)の内容は、下記の通り。

- ・公募参加申請書 (様式—1)
- ・近畿地方整備局管内に所在している業務拠点 (様式—2)
- ・業務実施体制 (様式—3)
- ・業務実施方針 (様式—4)
- ・技術提案 (様式—5)
- ・配置予定技術者 (様式—6)
- ・その他(必要な添付書類:配置予定技術者の資格及び実務経験等を証す証明書類(資格証、登録証、合格証、委員会委員任命書等)の写し、4.(6)に示す共同企業体関係書類)

## 6. 公募要項及び申請書類の交付等

### (1) 公募担当部署

国土交通省近畿地方整備局 企画部技術管理課 工事品質確保係

〒540-8586

大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館

電話 06-6942-1141(代表) 内線3286

Mail: kkr-hinkaku@mlit.go.jp

### (2) 交付方法

交付は、6.(1)の公募担当部署において交付する。

また、電子メールにて公募要項の送付を希望する場合は、送付依頼書(書式自由:ただし送付先住所、電話番号、会社名、担当者名、電子メールアドレスを記入したもの)を電子メールにて上記6.(1)まで送付すること。

### (3) 交付期間

令和2年12月7日(月)から令和2年12月16日(水)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで

### (4) 質問の受付及び回答

- 1) 質問は、6. (1) に下記の期間内に文書（書式自由、ただし規格はA4版）にて、持参または電子メールにより提出するものとし、郵送等又はFAXによるものは受け付けない。

＜受付期間＞

令和2年12月7日（月）から令和2年12月16日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで

- 2) 質問にあたっては、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。
- 3) 質問に対する回答は、令和2年12月18日（金）18:00までに電子メールにて行う。

## 7. 申請書類の提出

### (1) 提出先

6. (1) に同じ

### (2) 提出方法

上記の担当部署へ持参または、託送（配達記録の残るもの）に限る。

### (3) 提出期間

令和2年12月21日（月）から令和2年12月28日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時15分から18時00分まで

## 8. 選定者の決定方法に関する事項

選定者とは、公募参加者のうち審査機関として選定された者とし、決定方法は、以下により行うものとする。

### (1) 選定者を決定するための基準

選定者は、5. 申請書類をもって応募し、下記(2) 評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者とする。

- 1) 上記において、評価値が最も高い者が2名以上あるときは、①技術提案の評価の高い者、②技術提案の評価が同じ場合は、実施方針の評価の高い者とする。なお、①②以外の場合は、当該者のくじ引きにより決める。

### (2) 評価項目及び評価方法

- 1) 評価項目は以下の3項目とする。

- ①配置予定技術者の資格等及び専門技術力
- ②実施方針
- ③技術提案

- 2) 評価値の算出方法

申請書類の内容に応じ、上記(2)、1) ①、②、③の評価項目毎に評価を行い、技術評価点を与えこれを評価値とする。なお、技術評価点の満点は100点とす



る。

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

技術評価点 = (①に係る評価点) + (②に係る評価点) + (③に係る評価点)

### (3) ヒアリングの実施

ヒアリングでは申請書類に記載された以下の事項について質疑応答を行う。また、その結果について評価項目の評価点に反映させる。

② 実施場所：近畿地方整備局

②実施日時：令和3年1月12日（火）～1月14日（木）のうちの1日

詳細な実施日時は、追って連絡する。また、連絡した実施日時にて都合の合わない場合は、令和3年1月12日（火）～1月14日（木）の間で再調整を行うため担当部署に申し出ること。

③実施内容：ヒアリングの出席者は配置予定管理技術者を必ず含め、資料の説明が可能な者をあわせ、最大で3名以内とする。

ヒアリング時の追加資料は受理しない。

④ヒアリングにおける質疑応答内容

- ・ 実施方針について
- ・ 技術提案について

### (4) 評価の基準等

申請書類の内容について、以下の評価項目、判断基準並びに評価のウェイトに基づき評価する。

評価項目

評価項目	評価の着目点				評価のウェイト
	判断基準				
配置予定技術者の資格等及び能力等	配置予定技術者	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①以下のいずれかの資格等を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術士（総合技術監理部門又は建設部門）</li> <li>・博士（工学）</li> <li>・一級舗装施工管理技術者</li> <li>・土木学会特別上級土木技術者、土木学会上級土木技術者</li> </ul> <p>②以下のいずれかの資格を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木学会一級土木技術者</li> <li>・（一社）全日本建設技術協会による公共工事品質確保技術者（Ⅰ）又は公共工事品質確保技術者（Ⅱ）又は公募担当部署が認めた同等の資格を有する者</li> </ul> <p>③以下のいずれかの資格を有するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一級土木施工管理技士</li> <li>・RCCM又はRCCMと同等能力を有する者</li> </ul> <p>④上記①②③以外は選定しない。</p>	① 10 ② 8 ③ 5 ④ 欠格
		専門技術力	業務執行技術力	実務経験の内容	<p>下記の順位で評価する。</p> <p>①下記のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・アスファルト混合物事前審査制度に基づく審査機関において舗装に関する実務経験を3年以上有する者。</li> <li>・アスファルト混合物事前審査制度に基づく審査機関の立入調査部会員としての経験を3年以上有する者。</li> <li>・アスファルトの混合所の製造・品質管理または舗装工事の実務経験が5年以上ある者。</li> </ul> <p>②上記以外は加点しない。</p>
実施方針	業務理解度			<p>目的、条件、内容の理解度が高く優れている場合（実施項目について具体的手法等を含めた提案がある）に優位に評価する。</p>	25

	実施体制		<p>下記の場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>配置する技術者の人数、配置時期及び代替要員の確保など業務を遂行するうえで体制が確保されている場合。</li> <li>担当する技術者の技術力の確保及び向上に向けた取り組みが具体的に示されている場合。</li> <li>審査機関等関係者への円滑な伝達と共有のための手法が具体的に示されている場合。</li> <li>本制度の運営において近畿地区の実情を把握した上で業務の円滑な実施体制に関する提案が示されている場合。</li> </ul> <p>なお、実施体制において、分担構成が不明確又は不自然な場合、体制が審査の履行に相応しくない場合は欠格とする。</p>	10
	実施手順・実施フロー		<p>下記の場合に優位に評価する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>業務手順を示す実施フローの妥当性が高く工夫が図られて優れている場合。</li> <li>工程計画の妥当性が高く工夫が図られて優れている場合。</li> </ul> <p>なお、実施手順・実施フローにおいて、手順及びフローが不明確又は不自然な場合、審査の履行に相応しくない場合は欠格とする。</p>	10
技術 提案	アスファルト混合物の品質確保及び本制度を運用するにあたっての留意点	的 確 性	留意点を十分に理解し、対応策が的確な場合に優位に評価する。	20
		実 現 性	必要なキーワード(着眼点、問題点、解決方法)が網羅されている場合に優位に評価する。	15
合計（技術評価の配点合計）				100

## 9. 公募の審査結果について

- (1) 公募の審査結果は、公募参加者に令和3年1月25日頃、文書にて通知する。

なお、本制度の公募の過程の透明性を確保するため、選定者の決定後、公募参加者から提出された申請書類の評価の結果、選定者の決定理由について公表するものとする。

- (2) 非選定の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日は含まない）以内に、近畿地方整備局長に対して非選定理由について、書面にて説明を求めることが出来る。書面の受付は、6.（1）にて行う。受付時間は、9時15分から18時00分とする。

また、回答は、受付を行った日の翌日から起算して10日以内に書面にて行う。

## 10. 審査機関の指定について

本制度の公募の審査結果において選定者を本制度の審査機関として近畿地方整備局長がすみやかに指定する。

ただし、本制度の審査機関としてその透明性・公平性・業務の運営の確実性に疑義が生じること、または、応募時に提出した提案書の記載内容に虚偽があり、審査機関として適切でないと近畿地方整備局長が判断した場合は指定を行わない場合がある。その場合、近畿地方整備局長は次点のものを指定できる。

## 11. その他

### (1) 秘密の保持等について

- 1) 公募参加者は、本公募の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。
- 2) 公募参加者は、本公募処理の結果（業務処理の過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、あらかじめ公募担当部署の書面による承諾を得たときはこの限りでない。
- 3) 公募参加者は、本公募に関して公募担当部署から貸与された情報、その他知り得た情報を5. 申請書類中の業務組織計画に記載される者以外の者には秘密とし、また、本制度の遂行以外の目的に使用してはならない。
- 4) 公募参加者は、本公募に関して公募担当部署から貸与された情報、その他知り得た情報を本公募終了後においても他者に漏らしてはならない。
- 5) 公募参加者は、取り扱う情報は本公募のみに使用し、他の目的には使用しないこと。また、公募担当部署の許可なく複製しないこと。
- 6) 公募参加者は、本公募に関して取り扱う情報について、本公募終了時に、公募担当部署への返却若しくは消去又は廃棄を確実に行うこと。
- 7) 公募参加者は、本制度の遂行において貸与された公募担当部署の情報の外部への漏洩若しくは目的外利用が認められ又そのおそれがある場合には、これを速やかに公募担当部署に報告するものとする。

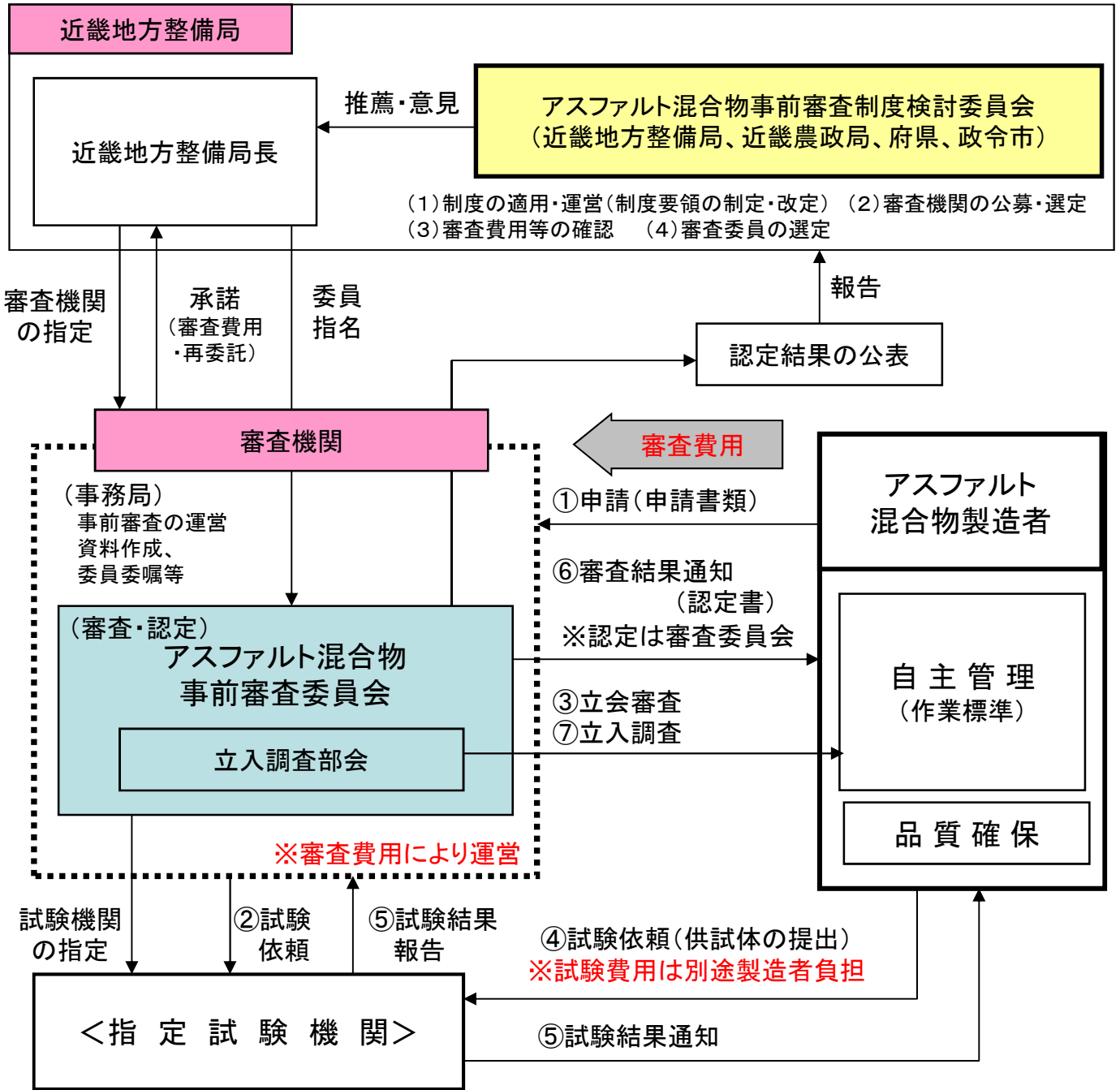
### (2) 再委託の取扱い

- 1) 審査機関は、本制度の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- 2) 上記1)の「主たる部分」とは、次の各号に掲げるものをいい、審査機関は、これを再委託することはできない。
  - ① 制度遂行管理
- 3) 審査機関は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理、トレース、資料整理（単純な計算処理に限る）、などの簡易な業務の再委託に当たっては、近畿地方整備局長の承諾を必要としない。
- 4) 審査機関は、上記3)に規定する業務以外の再委託にあたっては、近畿地方整備局長の承諾を得なければならない。

なお、再委託の相手方は、近畿地方整備局の工事ないし建設コンサルタント業務等指名競争参加資格者である場合は、近畿地方整備局の指名停止期間中であってはならない。

- (3) 手続きにおいて使用する言語及び通貨については、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 公募申請書類等の作成、提出、ヒアリングに関する公募参加者の費用は、自らの負担とする。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、応募無効とする。
- (6) 提出された公募申請書類は返却しない。なお、提出された申請書類は公募の選定以外に公募参加者に無断で使用しない。
- (7) 公募申請書類の提出後において原則として記載された内容の変更は認めない。(軽微なもの(誤植、資格証や登録証等の写しの添付忘れなど)で公募担当部署の了承を得た場合のみ該当部分の再提出を認める。  
また配置予定技術者は原則として変更できない。ただし、やむをえない理由により変更を行う場合には同等以上の技術者であることについて近畿地方整備局長の了解を取らなくてはならない。
- (8) 公募参加者は公募申請書類提出後、この公募要項についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

# アスファルト混合物事前審査制度のしくみ



**【アスファルト混合物事前審査制度検討委員会】**

- 事前審査制度の適用・運営を検討する委員会(近畿地方整備局、近畿農政局、府県・政令市の関係職員)
- 事前審査制度の適用・運営、審査機関の公募・選定及び審査委員の選定等の検討

**【アスファルト混合物事前審査委員会】**

- 学識経験者2名(うち、1名委員長)、近畿地方整備局、近畿農政局、府県・政令市、道建協、日本As合材協会
- 審査要領等の制定・改定及び同要領等に基づく審査・認定

**アスファルト混合物事前審査における審査費用(参考値)****■ 1混合所当たり審査費用(消費税抜き)**

費 目	費 用	適 用
書類審査に要する費用	115,000円	事務的運営費
立会審査及び立入調査費用	264,000円	立入部会員の人件費等
審査委員会運営費用	16,000円	審査委員会年4回開催
立入調査部会運営費用	22,000円	部会員研修、部会年2回
合 計	417,000円	

**【注記】**

上記金額は、平成29～令和2年度の実績である。

(令和2年12月1日時点で認定した混合所数は、近畿地方整備局管内69混合所)